

○平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（抜粋）

【平成 24 年 9 月 25 日 統計委員会】

《従業上の地位》

【本編】

Ⅱ 各ワーキンググループの検討結果

（Ⅱ） 第 2 ワーキンググループ関係

3 審議結果

② 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備

- iv) 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性【総務省、厚生労働省】

（ア）施策の進捗状況報告等及びその評価

- 雇用者の就業・雇用形態の区分については、①雇用契約期間、②呼称・契約形態、③労働時間の視点から設定された区分が用いられているが、各統計調査間において、同一視点からの区分であるにも関わらず、概念及び用語が異なっている例（雇用契約期間による区分である「一般常雇」及び「臨時雇」と「常用雇用者」等）や概念は同じであるが用語が異なっている例（呼称・契約形態による区分である「パート・アルバイト」、「パート」等）が見られる。
- 雇用・労働統計調査は、それぞれの調査目的が異なっているため、それぞれの調査に関するフレームワーク（調査対象や調査設計等）も異なっており、多様な観点から統計調査を行うことは有意義であるという意見がある。一方、統計間の比較可能性の観点から、同じフレームワークで実施することが望ましい複数の統計調査間において、調査目的や歴史的経緯等により、調査対象産業、調査対象事業所規模等が異なっていることがある。このことが、統計利用者の混乱を招く可能性があると考えられる。

(イ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方

○ 各府省は、中期的には、公的統計全体について、就業・雇用形態の区分に関する用語の概念・定義を見直し、統計間で当該用語の整合性の確保を図る必要があるが、当面の措置として以下の措置を講ずる必要がある。

(i) 総務省（政策統括官室）は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業・雇用形態の区分に関する用語を整理し、その関係が分かるような資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。

(ii) 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。

(iii) 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。

(iv) 総務省（政策統括官室）は、上記(ii)及び(iii)の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力を行うこと。